

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月9日
【会社名】	株式会社あらた
【英訳名】	ARATA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 須崎 裕明
【本店の所在の場所】	東京都江東区東陽六丁目3番2号
【電話番号】	03-5635-2800(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 鈴木 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東陽六丁目3番2号
【電話番号】	03-5635-2800(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 鈴木 洋一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 6,000,000,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額(日本国内において販売される転換社債型新株予約権付社債の総額の上限)であります。日本国内において販売される転換社債型新株予約権付社債の総額に関しましては、本文「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」をご参照ください。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年7月4日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額(転換価額)」の算式について、平成30年7月9日付の取締役会で決定されましたので、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

欄外注記

#### 第4 その他の記載事項

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 野で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権（別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、未定であるが、平成30年7月9日付の取締役会決議に基づく算式により、平成30年7月17日（火）から平成30年7月20日（金）までの間のいずれかの日（<u>転換価額等決定日</u>）に確定する。なお、当該算式において、<u>転換価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）</u>に乘じる値の範囲は120%程度を目途とした一定の範囲により表示される。（注）1</p> <p style="text-align: center;">&lt; 後略 &gt;</p>
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権（別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、<u>日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成30年7月17日（火）から平成30年7月20日（金）までの間のいずれかの日（<u>転換価額等決定日</u>）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）</u>に同日に115%から120%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が4,531円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。（注）1</p> <p style="text-align: center;">&lt; 後略 &gt;</p>
----------------	---

## 欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 転換価額の算式が決定された後、当該算式に関連する事項等を訂正した目論見書の訂正事項分が交付される。なお、その後、転換価額等（転換価額及び引受人の引受金額）が決定された場合は、転換価額等及び転換価額等の決定に伴い連動して訂正される事項（振替社債の総額及び発行価額の総額（国内販売額）、組織再編行為償還金額、海外販売額、基準配当金、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額及び手取概算額合計をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.arata-gr.jp/pressrelease/>）（以下「新聞等」という。）において公表する。なお、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付される。また、転換価額等の決定に際し、転換価額等及び転換価額等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行わない。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

- (注) 1 今後、転換価額等（転換価額及び引受人の引受金額）が決定された場合は、転換価額等及び転換価額等の決定に伴い連動して訂正される事項（振替社債の総額及び発行価額の総額（国内販売額）、組織再編行為償還金額、海外販売額、基準配当金、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額及び手取概算額合計をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.arata-gr.jp/pressrelease/>）（以下「新聞等」という。）において公表する。なお、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付される。また、転換価額等の決定に際し、転換価額等及び転換価額等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行わない。

&lt;後略&gt;

## 第4【その他の記載事項】

(訂正前)

< 前略 >

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

転換価額の算式が決定された後、当該算式に関連する事項等を訂正した目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、その後、転換価額等(転換価額及び引受人の引受金額)が決定された場合は、転換価額等及び転換価額等の決定に伴い連動して訂正される事項(振替社債の総額及び発行価額の総額(国内販売額)、組織再編行為償還金額、海外販売額、基準配当金、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額及び手取概算額合計をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.arata-gr.jp/pressrelease/>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、転換価額等の決定に際し、転換価額等及び転換価額等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、転換価額等(転換価額及び引受人の引受金額)が決定された場合は、転換価額等及び転換価額等の決定に伴い連動して訂正される事項(振替社債の総額及び発行価額の総額(国内販売額)、組織再編行為償還金額、海外販売額、基準配当金、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額及び手取概算額合計をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.arata-gr.jp/pressrelease/>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、転換価額等の決定に際し、転換価額等及び転換価額等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

< 後略 >

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

（訂正前）

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第16期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年7月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年7月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月4日に関東財務局長に提出

（注）1 平成30年7月4日付の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数の一部の、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における海外投資家に対する販売に関して、提出を行ったものです。

2 なお、転換価額等決定日に本3の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年7月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月4日に関東財務局長に提出

（注）1 本新株予約権付社債に係る海外販売に関して、提出を行ったものです。

2 なお、転換価額等決定日に本4の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

#### 5【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第16期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) 平成30年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月4日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月4日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月4日に関東財務局長に提出

(注)1 平成30年7月4日付の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数の一部の、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)における海外投資家に対する販売に関して、提出を行ったものです。

2 なお、転換価額等決定日に本3の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月4日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月4日に関東財務局長に提出

(注)1 本新株予約権付社債に係る海外販売に関して、提出を行ったものです。

2 なお、転換価額等決定日に本4の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

#### 5【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

#### 6【訂正報告書】

訂正報告書(上記4 臨時報告書の訂正報告書)を平成30年7月9日に関東財務局長に提出